

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3351号)

令和8年6月22日

横 情 審 答 申 第 3351号  
令 和 8 年 6 月 22 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和7年6月17日教学食第1081号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「再委託承諾申請書」ほか49件の一部開示決定のうち「再委託者の業務実  
施体制」ほか30件の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「再委託者の業務実施体制」ほか30件を一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和7年2月7日付で行った「再委託者の業務実務体制」、「当社が再委託する学校をエリアごとに記載した一覧」、「再委託先及び受託者の安全管理措置報告書」、「食品衛生監視票」、「施設整備の立入り確認」、「防鼠防虫の記録」、「HACCP関連（衛生管理マニュアル）」、「配送計画」、「作業工程表」、「作業動線図」、「巡回点検報告書」及び「洗浄試行記録」の行政文書（以下これらを総称して「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号及び第3号アに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第1号の該当性について

個人の氏名や役職など、個人に関する情報については、開示することにより特定の個人が識別されるため、本号に該当し、ただし書アからウまでに該当しないため、不開示とした。

## (2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 法人や法人の取引先のノウハウに関する情報については、開示することにより、事業活動上の正当な利益を害され、他の事業者との間で競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当し不開示とした。

イ 法人の内部管理に関する情報については、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当し不開示とした。

ウ 製造工場設計者の建築設計上の技術的ノウハウに関する情報に当たる部分については、開示することにより、設計者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがある。また、法人のノウハウが含まれており、開示することにより、事業活動上の正当な利益を害され、他の事業者との間で競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当し不開示とした。

エ 取引先の法人に関する情報については、法人がその事業活動の過程で自ら開拓し得た取引先に係る情報であり、開示することにより、他の事業者との間で競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当し不開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、主張書面及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 衛生管理に関わる記録、マニュアルは人の生命、健康を保護する情報に当たり、生命健康の保護よりも企業の利益を優先するのは倫理的におかしいため開示を求める。

#### 5 審査会の判断

- (1) 横浜市中学校給食の調理・配送等業務再委託の承諾に係る事務について

横浜市では、令和3年度から中学校給食を選択制のデリバリー型給食として開始しており、調理・配送等の業務を民間事業者へ委託している。喫食数の増加により調理工場の最大調理能力を超過する場合、委託契約の受託者から再委託承諾申請書等が提出され、委託者である実施機関が、再委託先事業者が再委託業務を適正に履行できるか、衛生面での問題はないか等申請内容に基づき判断し、承諾を行う。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、中学校給食の調理・配送等業務の再委託の申請に当たり、委託契約受託者である2つの事業者が実施機関へ提出した資料等であり、実施機関が承諾の可否を検討する資料である。審査請求人は審査請求書において別表1に掲げる文書1から文書12までの開示を求めていると解されるため、当審査会ではこれらの文書の不開示とした部分を見分した上で、別表2のとおり不開示情報1から不開示情報9までに分類し、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くと規定している。

イ 不開示情報1については、文書1及び文書3に法人担当者の氏名及び役職が、文書4に食品衛生監視員の氏名が、文書6及び文書7に法人担当者の氏名及び個人印の印影が、文書9に法人担当者の氏名が記載されている。

ウ 不開示情報1のうち、個人の氏名及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、文書4に記載の食品衛生監視員は神奈川県職員であるところ、神奈川県職員は一定の職位以上の職員の氏名を公表しているが、当該衛生監視員の職員はこれに当たらないものと認められる。よって、これらの情報は本号ただし書アに該当せず、ただし書イ及びウにも該当しない。

エ 不開示情報1のうち、役職については、個人に関する情報であって、本件処分が開示されている法人名と照合することにより特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号アでは、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

イ 実施機関に不開示部分について確認したところ、上記3の主張のほか、次のとおり説明があった。

- (ア) 不開示情報2のうち、調理従業者の予定人数については、法人が適正かつ効果的に事業を行うために考慮した人員体制であるため、当該法人のノウハウであり、これが公になることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。
- (イ) 不開示情報3のうち、施設設備等の現況については、登記簿に記載の項目であるが、実施機関では登記簿に記載のある情報と一致しているかは確認しておらず、必ずしも一致しているとはいえないため、法人に関する内部管理の情報であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえず、不開示とした。
- (ウ) 不開示情報3のうち、施設の外観の写真については、公にすることにより、施設の形状などが把握できてしまい、安全性において当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあると考え、不開示とした。そのほかの写真については、施設内部の設備等の写真が含まれており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。
- (エ) 不開示情報4については、法人が定めている内部の管理情報であり、セキュリティ上の情報が記載されているため、公にすることにより、当該法人の安全対策の情報が明らかになり、当該法人の事業活動が損なわれる可能性があるため、不開示とした。
- (オ) 不開示情報5のうち、検査の実施日及び調査期間については、検査実施法人（以下「取引先法人」という。）の検査の内容の一部と考えており、検査の内容は当該法人のノウハウであり、これが公になることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。
- (カ) 不開示情報5のうち、取引先法人が分かる記載については、自ら開拓し得た取引先に係る情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。
- (キ) 不開示情報9のうち、衛生監視票の基準点については、基準点の増減により、施設の設備の有無が分かるため、当該法人のノウハウであり、これが公になることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 不開示情報 2 については、文書 1 に調理従事者の予定人数が、文書 9 に特定日における調理者の実際人数及び調理作業の工程が記載されている。

このうち、調理従事者の予定人数及び実際人数については、法人が適正かつ効果的に事業を行うために考慮した人員体制であり、これらを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、調理作業の工程については、各献立の調理方法等が詳細に記載されており、調理過程における法人の内部管理の情報が含まれているため、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

- (イ) 不開示情報 3 については、文書 1 に施設整備の現況、設備投資予定、施設の写真、設備機器の仕様及び台数が記載されている。

このうち、施設設備の現況については、施設の敷地面積、構造、延べ床面積、建築年度及び増改築の経過等であり、法人に関する情報であると認められる。

しかし、増改築の経過等以外の情報については登記簿で確認できるものであり、これらを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

また、施設の外観写真について、実施機関は上記イ(ウ)のとおり主張するが、外観は当該施設の現地周辺を訪れて視認する等の方法で判明するため、公にすることにより、当該法人の事業活動を損なうおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。その余の部分については、法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

- (ウ) 不開示情報 4 については、文書 3 に安全管理措置報告書の内容が記載されている。

当該報告書には、個人情報を取り扱う事業者が、情報漏えいや不正利用を防ぐために講じている安全管理について記載するため、法人の内部管理に関する情報であると認められる。しかし、当該報告書には、受託者及び再委託先事業者に取り扱わせる個人情報の量や種類等に応じて適切な保護措置が講じられているか等を実施機関が確認できる情報が記載されているにすぎず、これらを公

にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

- (エ) 不開示情報5については、文書6に防そ防虫の検査の内容及び取引先法人に関する情報が記載されている。

防そ防虫の検査の内容のうち、検査日時及び調査期間については、取引先法人の検査に係るノウハウではなく、これらを公にすることにより、取引先法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。その余の検査の内容に係る部分については、公にすることにより、取引先法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、取引先法人に関する情報のうち、文書3の「トータルヘルスケア報告書」の右上に記載の番号については、この記載で取引先法人が特定できるものとは認められず、公にすることにより、再委託先事業者がその事業活動の過程で自ら開拓し得た取引先が明らかとなり、再委託先事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。その余の取引先法人に関する情報については、再委託先事業者がその事業活動の過程で自ら開拓し得た取引先に関する情報であり、公にすることにより、再委託先事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

- (オ) 不開示情報6については、文書7に衛生管理マニュアルの作成日、最終改訂日及び内容、新型コロナウイルス及びノロウイルス対応入社時チェック兼入場・退場チェック表、入室点検管理表、清掃実施記録表並びに中心温度記録表が記載されている。

このうち、衛生管理マニュアルの作成日及び最終改訂日については、マニュアルの内容に関する記載ではなく、これらを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。その余の部分については、当該法人が独自に作成したマニュアルの内容等の法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

- (カ) 不開示情報7については、文書6に防そ防虫の検査の対象となる施設の図面

が、文書10に調理作業に関する動線及び施設の図面が記載されている。

このうち、法人のホームページに掲載されている施設の階数の記載については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。その余の部分については、法人の内部管理に関する情報又は当該法人の調理作業に関するノウハウが含まれており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

- (キ) 不開示情報8については、文書2に給食の運搬に係る到着予定時刻、出発予定時刻、喫食時刻及び回収予定時刻が、文書8に配送に関する一連の時刻、配送車両及び配送方法等に関する対応が記載されている。

これらの情報は、法人が適正かつ効果的に事業を行うための内容であり、配送においての法人のノウハウが含まれているため、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

- (ク) 不開示情報9については、文書4に衛生監視票の基準点、採点及び採点の合計点が、文書5に再委託先事業者に立入確認した受託者のコメントが、文書11に再委託先事業者の衛生調査を行った実施機関の指摘事項等及び写真が、文書12に再委託先事業者の洗浄テストにおける実施機関の現状確認事項及び写真が記載されている。

このうち、衛生監視票の基準点、採点、受託者のコメント、実施機関の指摘事項等、実施機関の現状確認事項及び写真には、法人の設備の有無等の法人の内部管理に関する情報が含まれており、これらを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、衛生監視票の採点、採点の合計点、受託者のコメント、実施機関の指摘事項等及び現状確認事項については、法人への評価に係る内容が記載されているため、これらを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

- (5) 審査請求人は、衛生管理に関わる記録、マニュアルは人の生命、健康を保護する情報に当たると主張しており、これは条例第7条第2項第3号ただし書に該当するとの主張と解される。しかし、実施機関に確認したところ、特定事業者に関して、人の生命、健康等に被害が発生しているといった情報は把握していないとのことで

あり、同号ただし書に規定する「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するとまではいえない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表1

文書	対象行政文書
文書1	再委託者の業務実務体制（事業者A分）
	再委託者の業務実務体制（事業者B分）
文書2	当社が再委託する学校をエリアごとに記載した一覧（事業者A分）
文書3	再委託先及び受託者の安全管理措置報告書（事業者A分）
	再委託先及び受託者の安全管理措置報告書（事業者B分）
文書4	食品衛生監視票（事業者A分）
	食品衛生監視票（事業者B分）
文書5	施設整備の立入り確認（事業者A分）
	施設整備の立入り確認（事業者B分）
文書6	防鼠防虫の記録（事業者A分）
	防鼠防虫の記録（事業者B分）
文書7	HACCP関連（衛生管理マニュアル）（事業者A分）
	HACCP関連（衛生管理マニュアル）（事業者B分）
文書8	配送計画（事業者A分）
	配送計画（事業者B分）
文書9	作業工程表（2月8日分）
	作業工程表（2月9日分）
	作業工程表（2月28日分）
	作業工程表（2月29日分）
	作業工程表（3月13日分）
	作業工程表（3月14日分）
文書10	作業動線図（2月8日分）
	作業動線図（2月9日分）
	作業動線図（2月28日分）
	作業動線図（2月29日分）
	作業動線図（3月13日分）
	作業動線図（3月14日分）

	作業動線図（3月15日分）
文書11	巡回点検報告書
文書12	洗浄試行記録

別表 2

不開示情報	不開示部分	不開示根拠規定
不開示情報 1	特定の個人に関する情報	条例第 7 条第 2 項第 1 号
不開示情報 2	調理作業に関する情報	条例第 7 条第 2 項第 3 号ア
不開示情報 3	調理施設に関する情報	
不開示情報 4	安全管理措置に関する情報	
不開示情報 5	防そ防虫検査に関する情報	
不開示情報 6	衛生管理マニュアルに関する情報	
不開示情報 7	作業動線及び施設図面に関する情報	
不開示情報 8	運搬に関する情報	
不開示情報 9	衛生確認に関する情報	

別表 3

不開示情報	文書	開示すべき部分
不開示情報 3	文書 1	「2. 施設整備等の現況と設備投資の予定」現況欄の不開示部分 1 行目から 4 行目までの全て
		「施設概要」の写真のうち、施設外観写真
不開示情報 4	文書 3	「調査項目」4 から 12 までの内容欄不開示部分の全て
不開示情報 5	文書 6	「トータルヘルスケア実施報告書」のうち、不開示部分 1 行目から 4 行目までの全て及び「実施日」欄
		「昆虫相同定結果」、「そ族捕獲モニタリング結果」及び「そ族喫食モニタリング結果」のうち、「調査期間」欄
不開示情報 6	文書 7	「作成」、「最終改訂」、「作成日」及び「改定日」欄
不開示情報 7	文書 6	「定期診断結果報告書2023年12月度」のうち、5 頁目から 8 頁目まで及び 11 頁目から 13 頁目までの不開示部分 1 行目の全て
	文書 10	各不開示部分 1 行目の全て

(注意)

空白は行に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 7 年 6 月 17 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 7 月 18 日	・ 審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 7 月 25 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 8 年 3 月 23 日 (第467回第二部会)	・ 審議
令 和 8 年 5 月 25 日 (第468回第二部会)	・ 審議